

京都市市町村整備計画  
(圏域：右京区)

平成17年5月  
京 都 市

# 市町村整備計画書

計画名称	京都市市町村整備計画（圏域：右京区）
------	--------------------

都道府県名	京都府	市町村名	京都市	区域	右京区
-------	-----	------	-----	----	-----

計画番号	26100	500
------	-------	-----

計画期間	平成 1 7 年度	~	平成 1 7 年度
------	-----------	---	-----------

## 1.日常生活圏域において必要な公的介護施設等の整備の目標（面的な配置構想）

人口・高齢者人口ともに市内で最も多いが、高齢者人口の中で前期高齢者の占める割合が高く、高齢化率も全市平均より低い。要介護認定者数は全市で第 2 位であるが、出現率は全市で最も低い。第 1 号被保険者 1 人当たりの給付費は、施設・居宅ともに全市で最も少ない。北部の嵯峨・高雄・宕陰地域については、サービス提供事業者への山間地域提供協力金の交付により、居宅サービスの確保を図っている。人口規模が大きいため特別養護老人ホーム 6 施設、介護老人保健施設 2 施設、デイサービスセンター 1 5 箇所などがあるが、同圏域で先駆けて介護予防拠点をモデル整備することで、介護保険施設や通所サービス事業所等における介護予防の取組を促進するとともに、住民意識の向上も図っていく。

## 2.日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況（平成 1 7 年 4 月 1 日現在）

公的介護施設等の種類	施設数 (開所分)	施設数 (整備分)	定員 (開所分)	定員数 (整備分)	施設数 (合計)	定員数 (合計)	公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題 本市では、要介護状態に至る前の高齢者を対象に、生きがいと社会参加の促進、社会的孤立感の解消、介護予防等のため、学校余裕教室等を活用した施設に通所してもらい「健康すこやか学級」を実施しているところであり、介護予防拠点のモデル整備による効果を介護予防拠点のみで終わらせるのではなく、「健康すこやか学級」の実施内容に活かしていく必要がある。
特別養護老人ホーム	6	1	3 7 0	3 0	7	4 0 0	
養護老人ホーム	3	0	1 9 5	0	3	1 9 5	
老人ショートステイ用居室	5	0	2 9	0	5	2 9	
ケアハウス	1	1	2 2	5 5	2	7 7	
老人保健施設	2	0	1 9 5	0	2	1 9 5	
訪問看護ステーション	8	0	-	-	8	-	
認知症高齢者グループホーム	4	0	7 2	0	4	7 2	

### 3.計画の作成等に係る住民の意見の反映

#### 住民意見の反映の仕組み

市民公募委員が参画する「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」(公開)をこの計画の策定機関と位置付けるとともに、「基盤整備計画等ワーキンググループ」を新たに設置し、細部の検討を行った。また、平成18年度以降の整備目標を定めるに当たって、「京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」の見直しの中で、市民説明会やパブリックコメントを実施する。

#### 整備目標に対する住民意見の反映

地域に密着した運営を行うため、事業者には地域住民、関係機関と協力・連携するよう行政からも積極的な働きかけが必要である。

### 4.事後評価の方法等

#### 評価の実施時期

翌年度の早い時期

#### 評価の方法

整備の進捗、事業費の支出状況、事業者間の連携状況等について、可能な限り数量的な指標を基礎とした評価を実施する予定。

#### 評価の手順

事業者に事業実績報告書を提出させ、「基盤整備計画等ワーキンググループ」を評価機関として評価する。

### 5.日常生活圏域における客観的指標関係(指標2、指標3関係)

65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合(平成17年4月1日現在) 指標2関係

(A) 高齢者のいる世帯数	24,983	指標2(=((B)+(C))/(A))	66.9%
(B) 高齢者単身世帯数	9,066		
(C) 高齢夫婦世帯数	7,659		

介護保険3施設及び介護専用居住系サービスの定員数を要介護2以上の認定者数に対する割合(平成17年4月1日現在) 指標3関係

(D) 指定介護老人福祉施設の定員数	370	(J) 地域密着型特定施設の定員数	0
(E) 地域密着型介護老人福祉施設の定員数	0	(K) 要介護2以上の認定者数	2,906
(F) 介護老人保健施設の定員数	195	指標3(=((D)+(E)+(F)+(G)+(H)+(I)+(J))/(K))	32.3%
(G) 指定介護療養型医療施設の定員数	302		
(H) 認知症高齢者グループホームの定員数	72		
(I) 介護専用型特定施設の定員数	0		

6. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等（地域密着型サービス拠点の整備中心、既存資源の活用） 指標4、指標6関係 （単位：千円）

公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(予定)額	配 分 基礎単価	加算額	交付 (予定)額	17年度交付 (予定)額	18年度交付 (予定)額	19年度交付 (予定)額
	施設 数	ユニット 数	件 数	活用する既存資源及びその 状況							
番号 介護給付等対象サービス 等を提供する施設					10,000	7,500	-	7,500	7,500	-	-
介護予防拠点	-	-	1	デイサービスセンター							
番号 その他老人が居宅において自立した日常 生活を営むことを支援するための施設又は設備											
合 計	-	-	1		10,000	7,500	-	7,500	7,500	-	-

特別法等の適用			
沖縄	公害	地震	特豪
-	-	-	-

7. 政策的指標関係（指標5、指標7～指標10関係）

サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したもの 指標5関係

該当番号	事業内容及び指標5に該当する具体的な根拠
	区役所・支所ごとに介護サービス事業者連絡会を開催し、サービス事業者間の情報交換や事例検討等を通じて、事業者間の連絡調整を円滑に行っている。また、保健、医療、福祉の関係機関や地域の福祉関係者が相互に連携するため、おおむね中学校区単位で地域ケア会議を実施している。これらのネットワークに介護予防拠点を整備する事業者も参画することにより、事業の周知や介護予防が必要な高齢者への紹介等が円滑に行われるとともに、介護保険施設や通所サービス事業所等における介護予防の取組を促進することができるものと考えている。

元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したもの 指標7関係	
該当番号	事業内容及び指標7に該当する具体的な根拠
	総合的な介護予防を推進するためには、市民一人ひとりが健康づくり、介護予防に積極的に取り組めるよう意識の向上を図っていくことが必要であり、地域住民が参画する共生型の事業が求められる。運営する事業者に対し、本市からボランティアスタッフの活用について勧め、地域に開かれた事業運営を促進する。また、本市では、要介護状態に至る前の高齢者を対象に、生きがいと社会参加の促進、社会的孤立感の解消、介護予防等のため、学校余裕教室等を活用した施設に通所してもらう「健康すこやか学級（17年度実施地域：160箇所）」を社会福祉協議会に委託して実施しているが、介護予防拠点のスタッフをこの「健康すこやか学級」に派遣するなど、地域に広範に貢献する事業展開をめざす。

当該市町村が未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施している 指標8関係	
実施の有無	具体的な事業内容
有・無	<p>平成17年度に新たに実施する先駆性の高い事業は次のとおりである。</p> <p>ア 小規模多機能施設等調査推進事業：小規模多機能居宅介護について、平成16年度に調査研究事業及びモデル整備事業を実施したが、その実施結果を踏まえ、平成17年度には施設の具体的な整備や適正な運営等に関する課題等を明らかにするため調査推進事業を実施するとともに、併せてモデル整備事業も行う。</p> <p>イ 高齢者虐待防止ネットワーク事業：近年、増加・複雑化する高齢者虐待の問題に対して、地域での高齢者虐待防止のネットワークの形成・運用を図る。</p> <p>ウ 老人クラブ活性化事業：本格的な超高齢社会を迎えるに当たって、地域社会の担い手としての活躍及び介護予防の視点から積極的な活動が望まれる老人クラブについて、加入促進のための先駆的な取組等を支援する。</p> <p>エ 高齢社会対策実態調査：昭和55年以降、5年毎に高齢者の生活実態及びニーズを把握するため調査を実施しているが、今回は、高齢者及びボランティア団体等の地域福祉活動の担い手を対象とした調査を実施し、「活動的な高齢者像」を捉え、今後、ますます重要となる高齢期の介護予防・生きがいづくりや、地域福祉の向上のための施策を検討する。</p>

当該市町村が給付適正化事業を実施している 指標9関係	
実施有り	実施無し

\*ただし、国の介護費用適正化緊急事業の配分はなく、本市の単費事業として実施している。（実施内容は別紙参照）

内閣府による地域再生の評価結果等の反映 指標10関係	
提出有り	A ・ B ・ C

本市が実施している給付適正化事業

事業の種類	概要
給付費明細通知の送付	平成14年3月から年3回送付 通知内容は、利用年月・サービス種類・サービス提供事業所名・利用回数・サービス提供に要した費用（総額・利用者負担額・公費負担額）・介護保険制度の仕組みの説明から構成
住宅改修・福祉用具購入に係るリーフレットの作成	平成14年12月作成 利用手続及び悪質事業者についての注意喚起を促す文書の作成
介護タクシーに係るリーフレットの作成	平成15年9月作成 介護報酬の改正に伴い、利用の適正化を図るための制度内容を説明した文書の作成
住宅改修費受領委任払に伴う事前承認制の導入	平成15年10月から実施 住宅改修費受領委任払方式利用の条件として、工事着工前における区役所での事前承認の義務付け
住宅改修費支給に係る実地調査	平成15年10月から実施 一定件数（全市で毎月約20件）について、実地調査を行い、調査結果を踏まえて支給結果を行うもの * 給付対象除外や減額指摘等
給付実績縦覧点検	平成14年度（一部15年度）から実施 医療と介護又は施設と居宅との重複算定や施設入所者の各種加算算定、居宅介護支援と給付実績、種類加算算定の可否等の確認
福祉用具貸与の適正化	平成16年7月及び平成17年1月実施 居宅介護支援事業所に対する軽度要介護者に対する福祉用具貸与の妥当性の検討指示 居宅介護支援事業所に対する検討結果報告の徴求 * 貸与中止、機種の変更、事業所による担当者会議の開催や主治医照会等の報告
京都府への情報提供	平成16年9月及び11月実施 介護給付費チェックシステムを活用し、実地指導対象事業所の選定に当たり参考となるよう、特異な請求傾向を示している事業所等に係る京都府への情報提供の実施
介護保険事業者に対する啓発等	区役所・支所単位で開催される事業者連絡会を活用した介護保険事業者に対する研修・情報提供等 市民等からの通報等に対する京都府と連携した迅速な対応